

監 査 報 告 書

令和 7 年 5 月 19 日

学校法人 静岡精華学園

理事会 御中

評議員会 御中

学校法人 静岡精華学園

監事

鈴木 淑乃 

監事

森田 さえ子 

私たちは、学校法人静岡精華学園の監事として、旧私立学校法（令和 5 年 5 月 8 日施行）第 37 条第 3 項に基づいて同学園の令和 6 年度（令和 6 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日まで）における財産目録及び計算書類（貸借対照表、資金収支計算書及び事業活動収支計算書）を含め、学校法人の業務及び財産の状況並びに理事の業務執行の状況について監査を行いました。

監査の結果、私たちは、学校法人の業務、財産の状況及び理事の業務執行の状況に関する不正の行為又は法令若しくは旧寄附行為（令和 5 年 6 月 13 日施行）に違反する重大な事実のないことを認めます。

なお、今後は新たな私学法及び寄附行為に基づき、従来にも増して理事の業務執行の適法性及び妥当性が監査対象となります。財務改善を含む中期計画の策定に向けて、理事会を通した正常な業務執行がなされることを強く要望します。

以 上